

よくあるご質問

【学校選択について】

- | | |
|---|---|
| <p>Q どの学校を選択してもよいのでしょうか。</p> | <p>A 小学校は、通学区域もしくは通学区域と隣接する校区の市立小学校から選択できます。中学校は、区内の全市立中学校から選択できます。</p> |
| <p>Q 希望の学校に必ず入学できますか。</p> | <p>A お住まいの通学区域の学校を希望する場合は必ず入学できますが、通学区域外の学校を希望する場合は入学を保証するものではありません。受入可能人数の範囲内で入学することが可能です。</p> |
| <p>Q 小学校入学時に学校選択で就学した場合、その選択した小学校区域の中学校に進学できますか。</p> | <p>A 学校選択制で通学区域外の小学校を選択し就学されている方が、その小学校区域の中学校に進学したい場合、中学校進学時に再度学校を選択していただく必要があります。希望する学校が受入可能人数を超える場合は抽選となります。なお、学校選択をされなかった場合は、お住まいの通学区域の中学校への就学となります。</p> |

【通学の安全確保について】

- | | |
|---|---|
| <p>Q 通学区域外の学校を選択する場合、通学路の安全確保についてはどうなりますか。</p> | <p>A 通学の安全確保については、通学区域内外を問わず保護者の責任となっています。特に小学生については、選択にあたって通学経路や通学時間等を事前に確認するなど、通学の安全について十分に考慮してください。なお、通学路や集団登校について不明な点があれば、学校選択する前に学校と相談してください。</p> |
| <p>Q 自転車での通学はできますか。</p> | <p>A できません。通学は原則徒歩です。通学の安全確保は保護者責任となりますので、交通ルールを遵守するとともに、通学の負担や安全性を十分考慮し、学校を選択してください。なお、徒歩通学が困難な場合は学校にご相談ください。</p> |

【希望調査票の記入・提出について】

- | | |
|--|--|
| <p>Q 通学区域の学校を希望していますが、希望調査票を提出する必要がありますか。</p> | <p>A 希望調査票は全員にご提出をお願いしております。期限までにご提出がなかった場合、通学区域の学校を選択したものとみなします。</p> |
| <p>Q 私立・国立小中学校を受験しますが、希望調査票を提出する必要がありますか。</p> | <p>A 希望調査票は全員にご提出をお願いしております。受験結果によって通学区域外の学校を希望する場合は、希望する学校を記載してください。調査票下部「◆確認事項」の「私立・国立小中学校を受験する予定がある」に○を付けてご提出ください。</p> |

Q 特別支援学校への就学を希望していますが、どのようにすればよいですか。

A 進学に関する相談や情報提供は、通学区域の学校で行っておりますので、まずは当該学校へ早めにご連絡をお願いします。そのうえで、支援学校に相談いただくことになります。また、仮に特別支援学校に就学されなかった場合の選択について届出が必要になりますので、希望調査票は必ずご提出ください。希望調査票は、「◆学校選択制希望」のいずれかをご選択いただいたうえで「◆確認事項」の「現在、支援学校への就学を相談中（相談予定）である」に○を付けてご提出ください。

Q 通学区域の学校の特別支援学級への就学を希望していますが、どのようにすればよいですか。

A 通学区域の学校へ早めに相談してください。希望調査票は、「◆学校選択制希望」の「1 通学区域の学校への就学を希望」に○を付けて、「◆確認事項」の特別支援学級の項目のいずれかに○を付けてご提出ください。

Q 通学区域外の学校の特別支援学級への就学を希望していますが、どのようにすればよいですか。

A 【小学校の場合】まずは通学区域の小学校へ相談のうえ、必ず希望される小学校へも相談してください。
【中学校の場合】まずは現在就学中の小学校へ相談のうえ、希望される中学校へも相談してください。
いずれの場合も希望調査票は、「◆学校選択制希望」に希望校をご記入のうえ、「◆確認事項」の特別支援学級の項目のいずれかに○を付けてご提出ください。

Q 希望調査票の提出後、希望校の変更はできますか。

A 希望調査票の提出後、変更受付期間（P3 参照）内に行政オンラインシステムにて変更の手続きをしていただくか、東成区役所窓口サービス課（1 階 16 番窓口）まで「希望調査結果通知書」を持参してください。変更受付期間以降は希望校の変更はできませんのでご注意ください。また、学校選択で学校を決定した場合、指定校変更・区域外就学の申し出はできませんのでご注意ください。

Q 第2希望校まで必ず選択しないといけないですか。

A 第2希望校がない場合は記載の必要はありません。なお、第2希望校の記載がなく、第1希望校に当選されなかった場合は第1希望校に補欠登録されます。
第1希望校に当選されなかった場合で、第2希望校の記入があり、希望校に空きがある場合は第2希望校に当選となります（第1希望校での補欠登録はできません）。あくまでも第1希望校を学校選択したい場合は、第2希望校を記載しないでください。

【抽選について】

Q 抽選に当選しなかった場合はどうなりますか。

A 第2希望校での受け入れが可能な場合は、第2希望校への就学が決定します。第1希望校のみ記載の場合、または第2希望校での受け入れも不可の場合は、第1希望校の補欠リストに順番をつけて登録されます。補欠登録期間中に空きが出た場合は、補欠登録の順番に従って繰り上げ当選のご連絡をさせていただきます。補欠登録期間終了日（P4 参照）までに繰り上げ当選にならなかった場合は通学区域の学校への就学となります。なお、繰り上げ当選にならなかった方への通知はいたしません。

Q 当選を辞退することはできますか？

A 当選されると、私立・国立学校等への入学が決定した場合以外は辞退できません。学校の選択は慎重に行っていただくようお願いします。

【きょうだい関係】

Q 学校選択制により兄や姉が通学区域外の学校に就学しており、その弟や妹が同じ学校を希望する場合、優先扱いはありますか。	A 優先扱いはありません。
Q 双子で通学区域外の学校を希望している場合、同じ学校に就学できますか。	A 同じ学校への就学を希望される場合は、希望調査票下部「◆確認事項」の「新1年生同士（双子等）で同一の学校に就学を希望される場合」に○を付け、「双子等の氏名」欄をご記入ください。こちらにご記入いただくと、抽選時において1組として取り扱うこととなります。

【転居に伴う手続きについて】

Q 入学前に区内で引越しの予定がある場合はどうなりますか。	A 転居の時期や転居先により案内する内容が異なりますので、あらかじめ東成区役所窓口サービス課（1階16番窓口／☎06-6977-9963）までお問合せください。
Q 入学前に区外へ引越しの予定がある場合はどうなりますか。	A 区外への転居が決定している方は、希望調査票には「◆学校選択制希望」の「1 通学区域への学校への就学を希望する」に○を付けてご提出ください。転居先の学校への入学については、転居先の市区町村（就学担当）窓口にてご相談のうえお手続きください。
Q 入学後に区内で引越しをする予定ですが、選択した学校に通学し続けることは可能ですか。	A 「指定校変更・区域外就学」の許可基準に該当すれば認められる場合があります。詳しくは東成区役所窓口サービス課（1階16番窓口／☎06-6977-9963）までお問合せください。

【その他】

Q 就学時健康診断を学校選択制で希望している学校で受検できますか。	A 受検できません。就学時健康診断は、通学区域の学校での受検をお願いします。
Q 私立・国立小中学校に入学が決定した場合に何か届出が必要ですか。	A 私立・国立学校から発行される「入学許可書」（原本）をご持参のうえ、東成区役所窓口サービス課（1階16番窓口）にて指定学校外就学の届出をお願いします。
Q 特別支援学校への就学が決定した場合に何か届出が必要ですか。	A 区役所への届出は不要です。1月末までに大阪府より就学通知書が発送されます。